

学校保健安全法に基づく出席停止について

池見東京医療専門学校

学校保健安全法における学校感染症について、学校保健安全法施行規則19条の規定により出席停止の取り扱いをいたします。
 この期間は、治療に専念していただくようお願いします。
 なお、回復して授業に出席する際には、医師の診断を受け下記の治癒証明書を学校事務所へご提出ください。

- ◎ 学生が感染症にかかっていたり、かかっている疑いがあったり又はかかるおそれのある時には出席停止させることができますこと
 になっています。
- ◎ 学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。 ※インフルエンザの場合は治癒証明書は原則として不要

感染症名	対象疾病	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、 マールブルグ病、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る) 特定鳥インフルエンザ（感染症予防法に規定する） 感染症予防法第6条7項・9項の定める感染症（新型インフルエンザ、新型 コロナウイルス感染症等を含む）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗生物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	主治医において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	細菌性赤痢、コレラ、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の伝染病	主治医において感染のおそれがないと認めるまで

※ 出席停止の期間は感染症の種類に応じて、基準が定められていますが、病状には個人差もありますので、合併症の起こらないように十分休養し、主治医の指示に従うよう注意してください。

治癒証明書（学校感染症届票）

池見東京医療専門学校 行

学籍番号 _____ 氏名 _____

病名 _____

出席停止期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の疾病で治療中のところ治癒したことを証明いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

住所 _____

医師氏名 _____ (印)

校 長	学 科 長